

保存資料

勤勞婦人福祉対策基本方針

昭和 48 年 7 月

省 働 労

目 次

まえがき	2
I 勤労婦人の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項	3
1 職業生活の動向	3
(1) 雇用の展望	3
(2) 既婚婦人の増加と職業生活期間の伸長	4
(3) 婦人の職務内容等の変化	5
(4) 婦人の生活意識の変化	6
2 家庭生活の動向	6
(1) 婦人のライフサイクルの変化と核家族化の進行	6
(2) 生活様式等の変化	7
3 職業生活および家庭生活をめぐる諸問題	7
(1) 職業能力の開発・発揮に関する諸問題	8
(2) 母性の健康管理に関する諸問題	8
(3) 職業生活と家庭生活の調和を図る上での諸問題	9
II 勤労婦人の福祉増進に関する基本的施策	10
1 勤労婦人の福祉の増進と地位の向上に関する気運の醸成	10
2 職業能力の有効発揮に関する対策の推進	11
(1) 職業指導等の充実	11
(2) 職業訓練の奨励	11
(3) 職場環境の整備	12
3 母性の健康管理に関する対策の推進	13
4 職業生活と家庭生活の調和に関する対策の推進	14
5 福祉施設の整備	15
6 む す び	16

ま え が き

1 方針のねらい

この方針は、勤労婦人の福祉に関する施策の基本的方向を明らかにすることにより、国および地方公共団体の勤労婦人福祉についての施策を一層充実強化するとともに、事業主に対し勤労婦人の福祉に関する措置についての自主的努力を促し、もって国、地方公共団体、事業主等が一体となって、勤労婦人の福祉の増進とその地位の向上を図ろうとするものである。

2 方針運営の基本的態度

本方針により、勤労婦人の福祉のための施策をすすめるにあたっては、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図る見地から行なわれるべきである。

勤労婦人の福祉に関連する施策は広範多岐にわたるので、それらとの連携を密にし、総合的な効果をあげるよう努めるものとする。

3 方針運営期間

本方針の運営期間は、昭和48年度から52年度までの5年間とする。

I 勤労婦人の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項

1 職業生活の動向

(1) 雇用の展望

- ① 女子労働力人口は昭和35年から47年の間に143万人増加して、現在1,981万人に達し、労働力人口全体の5分の2を占めている。この間、女子の労働力率は、進学率の上昇等に伴う若年層労働力率の大幅な低下、中高年層の労働力化の停滞等によって趨勢的に低下した。

また、日本経済の高度成長の中で就業構造の近代化は急速に進み、女子雇用者は大幅な増加を示し、昭和47年には1,120万人を数え、雇用者総数の3分の1を占めている。増加の著しかった産業は製造業、卸売業・小売業、サービス業などの二次、三次産業で、職業別には事務従事者、技能工・生産工程従事者および単純労働者、販売従事者において顕著な増加がみられた。

今後、労働力人口は、若年労働力の絶対的減少を背景に増勢が鈍化することが予測されているが、この中で、家庭婦人を中心とする非労働力の労働力化が進むものとみられる。しかし、家庭婦人についてみると、近年は就業希望を持ちながら種々の条件ですぐに労働力化することが困難な層の割合が増大しており、また、主婦の就業希望条件が高くなり、需要側の条件とのギャップが拡大していることなどから、その労働力化のテンポは今後鈍化するとみられる。

- ② 他方、労働力需要は、今後、経済成長のテンポが従来を若干下回るため鈍化することが予測されるが、就業者の増大やその年令構成が高まるため交替補充需要が増加し、比較的堅調に推移するとみられる。一方、労働力供給の鈍化が見込まれるため、

今後、労働力需給は、全体的にひっ迫基調が強まるものと予想される。

労働力に対する需要は、産業構造の高度化、知識集約化等がさらに進み、また、社会福祉の充実や生活環境の整備・拡充が予想される中で、専門的・技術的職種や高度の技能職種、社会福祉関連職種への需要が増大するものと思われる。女子についても同様の傾向がすすむものと予想される。

(2) 既婚婦人の増加と職業生活期間の伸長

- ① 昭和30年代以降の高度経済成長の中でみられた女子雇用者の急増は、ベビーブーム期出生者の労働市場への参入とならんで、これまで非労働力であった家庭婦人の労働力化によるものである。これを反映して昭和35年には、女子雇用者中20才未満層が25%、40才以上層が18%であったが、47年には20才未満層が10%に減少し、かわって40才以上層が33%と急増した。これにより女子雇用者の平均年令も、35年には26.3才であったが、47年には31.4才に上昇している。

また、近年、女子雇用者の職業生活期間の伸長は著しく、同一事業所に10年以上勤続している女子も多い。

また、既婚者の増加も著しく、昭和35年には女子雇用者中既婚者は38%であったが、47年には57%と過半数に達し、学令未満の子供を持つ年令層の既婚婦人の増加がみられた。今後とも中高年、既婚婦人の増大傾向は進むものと思われる。

- ② これらの動きを反映して、近年の女子の就労パターンは、結婚まで就労する者のほか、結婚・出産後も引き続き就労する者、結婚出産により一時職業生活を中断し、子供が手を離れた段階で再び職業生活に復帰する者、あるいは中高年になってはじめて

て職業につく者など多様化し、従来の若年・未婚型といわれるものから一変している。また、中高年既婚女子が就業する場合は家事、育児などによりフルタイムで働くことが困難な場合が多くパートタイム雇用を選択する者が多い。このためパートタイマーは近年急速な増加をみている。

(3) 婦人の職務内容等の変化

- ① 女子の職業をみるとその多くは、事務、生産部門に就労しており、そのうち単純・補助的作業に従事している者が多い。しかし、近年、技術革新の進展、職業能力の向上等を背景に、専門的・技術的職業、技能工などにおける女子の増加は著しく、また生産現場ではこれまで男子が従事していた仕事を女子に切り替える動きなどもみられる。

今後、産業構造の知識集約化や社会福祉部門の充実が進むに伴い、女子についても専門的・技術的職業従事者や高度技能労働者に対する需要が増大する一方、技術変化による作業の標準化・単純化に伴い、単純労働者への需要も増大するものと思われる。

このような動きの中で、勤労婦人は、専門的知識と技能に加えて、総合的な判断力、適応力を身につける必要性が強まっている。一方、作業の単純化、分業化の進展に伴い、単純・単調労働からくる人間疎外、精神的疲労、働きがいの喪失などもみられる。

- ② 近年、女子雇用者の学歴構成の高度化が進み、昭和46年現在、旧中・新高卒以上が女子雇用者の半数以上を占め、今後もこの傾向は持続するものと思われる。このため女子の就労希望条件はしだいに高度化しているが、一方、需要側には女子を補

助労働力とみる見方がまだ根強く、能力に基づく適正な配置・処遇が必ずしも行なわれていない面がみられる。

- ③ 経済の高度成長や労働力不足の進展等を背景に、近年賃金水準の上昇は著しく、女子雇用者の賃金は、昭和35年から47年の間に4.7倍の増加をしめた。

この間、女子の職務内容の変化、勤続年数の長期化等を反映して、男女の賃金格差は漸次縮小している。

男女の賃金の開きは、若年層の場合は小幅であるが年令層が高まるとともに拡大している。これは女子の勤続年数が、まだ男子の半ばにすぎないこと、職務内容が異なること、中小企業に就業する者が多いこと、女子の職業能力に対する適正な評価とそれに基づく処遇が行なわれていないこと等が要因とみられる。

(4) 婦人の生活意識の変化

高学歴化の進行、ライフサイクルの変化等を反映して、近年、婦人の社会参加意欲のたかまりは著しいものがある。

また、社会一般においても、婦人の社会参加を支持する傾向が強まり、既婚婦人の就労をのぞましいとする層が増大している。

このような中で、勤労婦人の生活意識にはかなりの変化がみられる。就労の動機についても、生活費の取得・家計補助といった経済的理由のほかに、社会への視野をひろげ能力を生かすといった積極的な社会参加意欲にもとづくものが増大している。また職場生活においては、賃金に対する関心と並んで自己の能力を発現する仕事や、週休二日制、労働時間短縮、福利厚生施設の充実を求めるなど、その欲求は多様化している。

2 家庭生活の動向

(1) 婦人のライフサイクルの変化と核家族化の進行

- ① わが国の出生率（人口 1,000 対）は 19.0 と先進諸国では最も低いグループに属し、また 45 年の既婚女子 1 人あたりの平均出生児数は 2.72 人で、10 年前の 3.20 人に比べ大幅に減少している。一方、婦人の平均寿命の伸長は著しく、昭和 46 年には 75.58 才に達した。

このような動きを背景に、婦人の育児に従事する期間は著しく短縮され、育児を終えたあと職業生活に従事する等積極的に社会に参加する者が増大している。

- ② 近年、核家族化の進行は顕著なものがあり、昭和 45 年にはいわゆる核家族世帯は 6 割を超えている。この傾向は今後も進み、特に都市の勤労者世帯に強くあらわれるものと思われる。

このため共稼ぎ家庭における育児や家族の病気の際の世話等が大きな課題としてあらわれており、今後もこうした傾向は続くと思われる。

(2) 生活様式等の変化

近年における生活水準の向上等に伴い、家庭電気器具等の耐久消費財の普及は著しい。

さらに既製食品・衣料の普及、住宅様式の変化、家族規模の縮小、家族による家事労働の分担等により、主婦の家事負担は漸次軽減されているが、その家事労働時間は僅かの減少をみたに過ぎない。また、共稼ぎ世帯においては、勤労婦人が主たる家事担当者としての立場にある例がいぜん多い。

3 職業生活および家庭生活をめぐる諸問題

前述のような勤労婦人の職業生活および家庭生活の動向からみて、今後、勤労婦人の福祉の増進と地位の向上をはかっていく上で基本的課題となると思われるのは、職業能力の開発・発揮、母性に対する

配慮，職業生活と家庭生活との調和の問題であり，これらの解決が今後の課題とされる。

(1) 職業能力の開発・発揮に関する諸問題

近年，婦人の職業生活期間はしだいに伸長し，経済社会の発展に果たす婦人の役割は増大しているにもかかわらず，わが国では，勤労婦人を短期の補助的労働力とみなす傾向が事業主，社会一般の間に根強く，また，婦人自身も勤労者としての自覚に欠け，職業能力の開発についての努力が不足している面がみられる。

この結果，就職に際して，自己の適性，能力にもとづく適正な職業選択が必ずしも十分に行なわれていない傾向がみられる。

職業能力の開発向上についても，そのための機会は拡大しつつあるとはいえ，まだ十分とはいえない。また，企業においては，婦人の能力を十分に開発向上し，それを適正に評価し，職場配置，昇進，昇格などの処遇を行なうという体制が十分確立しておらず，いわゆる「若年定年制」，「結婚退職制」などの不合理な制度・慣行を設け，昇進，昇格の機会を制限するなどの例もみられる。既婚中高年婦人の就労の多いパートタイマーについては職業能力の有効発揮および保護福祉の面から種々の問題が指摘されている。

(2) 母性の健康管理に関する諸問題

近年，技術革新の進展による原材料，作業態様の変化，労働密度の高まり等は著しく，また大都市における通勤，ラッシュの激化，通勤時間の増大など婦人を取りまく職場・社会環境には大きな変化がみられる。このような変化の中で，勤労婦人は家庭婦人に比べ，自然流産，晚期妊娠中毒症，産児の死亡，未熟児出生率等が高いという実態もみられる。

これらに対処して母性の健康を維持するためには多面的な対策

が必要とされる。

(3) 職業生活と家庭生活の調和を図る上での諸問題

勤労婦人の過半数を占める既婚者が、職業生活と家庭生活との調和を図る上で当面する課題は育児問題である。既婚女子労働者の約半数が、職業と家庭を両立していく上で困っている問題として「子供の教育、育児」をあげている。また、女子雇用者の離職理由をみると、結婚、育児のためという者が圧倒的に多いが、その中には、育児のための環境整備が立ち遅れているため、職業継続の意思を持ちながらやむを得ず退職する者も多い。さらに、就業の意思を持ちながら、育児問題が解決されないため、家庭にとどまっている婦人も相当数みられる。

一方、勤労婦人の家事負担については、家族規模の縮小、既製食品・衣料や電化製品の普及、家事処理に対する家族の参加等によって、漸次軽減されてきているとはいえ、勤労婦人が主たる家事担当者として責任を負う場合が多く、家事処理を容易にするための社会的環境の整備等が不十分なことと相まって職業生活と家庭生活との調和の困難や疲労を訴える者が多い。また、核家族化の進行により、勤労婦人や家族の病気等によって正常な家庭生活の維持が困難となった場合の家事援助に対するニーズが高い。

また、社会機構が複雑化し、職場や社会生活における緊張が増大する中で、家庭生活に人間性の回復や情緒の安定を求める傾向は強く、家庭管理者としての役割が勤労婦人に強く求められている。

Ⅱ 勤労婦人の福祉増進に関する基本的施策

勤労婦人の福祉増進に関する対策の基本的方向は、すべての勤労婦人が、職業生活と家庭生活の調和を図り、および母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるようにするため、前述の諸問題に対応して総合的施策をすすめることとするが、方針運営期間中は以下の施策を重点的に推進するものとする。

1 勤労婦人の福祉の増進と地位の向上に関する気運の醸成

近時、わが国においては、経済成長の成果をひろく国民に還元し、一入一人が豊かな充実した生活を営むことができるようにするため、国民福祉の充実をはかることが当面する最大の政策課題とされている。しかし、国民福祉の一部をなす勤労婦人の福祉については、経済社会の発展に果たす勤労婦人の役割の大きさや、これらの婦人の当面する問題に対する社会一般の認識がまだ不十分な実態にあり、勤労婦人が安んじて充実した職業生活を営みうる状態にはなお遠いものがある。

この状態を改善するためには、まず、広く国民の間に、勤労婦人の福祉の増進に関する気運を醸成するとともに、勤労者としての勤労婦人自身の自覚を高める必要がある。

このため、国および地方公共団体は、常に勤労婦人の実態や当面する課題の把握に努め、事業主、勤労婦人および社会一般に対する啓発活動を通じて、勤労婦人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、勤労婦人の自主的意欲を高めることに努めるものとする。ことに、一部企業にみられる勤労婦人の能力の有効発揮を阻害している諸慣行たとえば結婚退職、若年定年等の不合理な雇用制度等については、多面的な啓発指導を行ない、その解消に努めるものとする。

2 職業能力の有効発揮に関する対策の推進

(1) 職業指導等の充実

婦人に対する雇用需要の増大や婦人自身のライフサイクルの変化、社会参加意識の高まりなどを背景に、婦人の職業に従事する期間はしだいに長期化し、また、経済社会の発展に果たす役割も増大しているが、勤労婦人がその職業生活のすべての期間を通じて安定した雇用につき、能力を十分に発揮して充実した職業生活を営むためには、就職時の職業指導から就職後の職業への適応指導にいたる、一貫した相談指導体制の整備強化が必要とされる。ことに職業生活の経験が全くないか、あっても長期間職業生活から離れていた家庭婦人の就業については、きめ細かい配慮が要請される。

このため、職業安定機関は、勤労婦人が自己の適性・能力、家庭状況に適合した適切な職業選択を行ないうるようにするとともに、婦人の雇用機会と職業分野の拡大をはかるため、勤労婦人、事業主等関係者に対して広く雇用情報および職業に関する調査研究の成果を提供するとともに、職業相談・職業指導の充実に努めるものとする。

とくに、家庭婦人であった求職者に対しては、必要な講習、助言を行なうなど職業指導の充実をはかるものとする。

また、すでに就職した者については、その職業への適応を容易にするため、事業主等関係者に対し相談指導を行なうなど、勤労婦人の職業への適応性の増大を促進するための措置の充実をはかる。

(2) 職業訓練の奨励

一般に婦人は、結婚、出産・育児などによってその職業生活を分断され易いことから、短期就労という考え方が勤労婦人自身の

間にも、事業主など関係者や社会一般の間にもまだ根強く、このため、職業訓練になじみにくい風潮がみられる。

しかし、産業・職業構造の近代化がすすみ、技術革新の急速な進展がみられる今日、勤労婦人がこれらの変化に円滑に対処してゆくためには、勤労婦人が性別により差別されることなく、職業生活の全期間を通じて、必要な時に、適切な職業訓練を受けられる機会が広く確保されるとともに、職業訓練の受講が広く定着することがのぞまれる。ことに新たに職業に就こうとする中高年令婦人や長期にわたって職業生活から離れていた婦人に対しては、その能力の開発と適応性の増大をはかり、資質の高い勤労者として就業しうるようにするため、実情に即した適切な訓練を行なうことが要請される。

このため、国、地方公共団体および雇用促進事業団は、勤労婦人および事業主等に対して、勤労婦人の職業訓練の必要性についての啓発を行なうとともに、公共職業訓練については、勤労婦人の受講を容易にするため、訓練職種・訓練期間の多様化、夜間訓練など訓練時間帯の配慮等による柔軟な運営を行ない施設を整備するなど、その充実に努めるものとする。また、勤労婦人の教育訓練の大きな部分を受持つ企業内教育訓練については、その積極的な実施を勧奨するとともに必要な指導援助を行ない、その振興に努めるものとする。

(3) 職場環境の整備

勤労婦人が、その能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるようにするためには、上記の諸施策の展開とあいまって職場における雇用管理の充実をはかる必要がある。

このため、国は、事業主に対し、勤労婦人の雇用機会や職業分

野の拡大、不合理な雇用慣行の是正、男女同一労働同一賃金の推進、婦人の職業能力に対する適正な評価とそれにもとづく昇進等の処遇の実施について啓発指導等に努めるほか、婦人の職業に関する調査研究の成果を提供するなど必要な指導援助に努めるものとする。また、労働条件の向上、作業環境の改善、単調労働による人間疎外についての配慮、福利厚生施設の整備などを奨励するとともに必要な指導援助を行なう。なお、パートタイム雇用については、労働条件、企業内教育訓練等、雇用管理の改善についても必要な指導を行なうものとする。

3 母性の健康管理に関する対策の推進

近年、既婚勤労婦人の増加は著しく、勤労婦人の過半数に達しているが、これらの婦人は勤労者であることに加えて、次代を担う子供を生み育てる母性としての側面をあわせ持つものである。

勤労婦人が妊娠、出産後の期間を通じて、その健康保持について十分に配慮されつつ働くことができるようにするためには、広範な対策が推進される必要がある。

とくに勤労婦人は、その勤務時間の関係から妊娠中必要な保健指導等を受けることが困難な実態にかんがみ、それに必要な時間が確保されることがのぞまれる。また、保健指導や健康診査の実効をあげるためには、勤労婦人が医師等の指導事項を守って、その健康の保持をはかることができるようにするために必要な措置を事業主がとることが要請される。

このため、国は、事業主に対して、勤労婦人が母子保健法にもとづく保健指導・健康診査を受ける場合に必要な時間の確保について配慮するよう指導を行なう。また、これらの婦人が医師等の指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽

減など事業主に要請すべき措置等の内容について基準を作成し、事業主に対して適切な助言指導を行なうこととする。さらに母子健康手帳の有効な活用を促進することにより、妊娠中および出産後の勤労婦人の健康管理の実効を期するものとする。また、国は、妊娠中および出産後の勤労婦人の健康管理に関し必要な事項について早急に検討し、その成果を労使その他関係者に広く提供するとともに、これらの施策の充実をはかるため、行政体制の整備に努めるものとする。

4 職業生活と家庭生活の調和に関する対策の推進

勤労婦人の過半数におよぶ既婚者が、育児についての役割を十分に果たしつつ、職業生活を営むことができるようにするためには、育児を容易にする多面的な対策が早急に充実される必要がある。

また、勤労婦人が職業生活と家庭生活とを調和させつつ、有為な職業人として充実した生活を営むためには、勤労者としての十分な教養を身につけその資質を高めるとともに、生活技術や家庭管理、家族の人間関係や健康管理など、職業生活と家庭生活の調和をはかるために必要な事項等についての知識や技術の習得機会を充実する必要がある。

このため、国は、事業主に対して、乳幼児をもつ勤労婦人のために、育児休業の実施、時間外労働の少ない職務への配置、母子保健法に基づく乳幼児の保健指導・健康診査受診のための時間の配慮等、必要に応じて多面的な育児のための便宜の供与を行なうよう啓発指導に努める。また、これらの措置が有効にすすめられるようにするため、資料の提供その他必要な指導援助を行なうものとするが、とくに育児休業についてはその円滑な普及をはかるため必要な事項について検討を行ない、その成果を広く関係者に提供して育児休業の

実施の促進に努めるものとする。

また国は、勤労婦人の教養の向上を図り、職業生活と家庭生活との調和を援助するため、勤労婦人一般を対象とした講座・研修等を充実するものとする。

地方公共団体においては、地域の実情に応じ、国の施策を参酌して、適切な措置をとるように努めるものとする。

5 福祉施設の整備

勤労婦人が充実した職業生活を営むことができるようにするためには、職業人としての自己啓発の機会を拡充するとともに、職業生活と家庭生活との調和を容易にするよう育児・家事処理等についての援助を行ない、また、余暇を活用した休養・レクリエーション等を通じて人間性の回復を図るようにすることが必要である。

これに対し勤労婦人、ことに中小企業に働く勤労婦人は必ずしもこれらの機会に十分恵まれない実態にあり、これらの事業を総合的に行なう公的福祉施設の整備が強く要請されている。

このため、国は、地方公共団体に対し、地域の需要に応じて働く婦人の家を設置し運営を行なうとともに、勤労婦人に対し各種の相談に応じ適切な助言・指導等を行なうため、働く婦人の家指導員を配置するなど、適切な措置をとるよう指導するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、必要に応じて働く婦人の家の設置を助成するとともに、設置運営についての望ましい基準を定めるほか、働く婦人の家指導員の養成を行なうものとする。

6 む す び

勤労婦人の当面する諸問題に適確に対処し、その福祉を増進するためには、上記の対策のほか、勤労婦人の福祉に関連する国の諸施策が相互に連携をとりつつ有機的、総合的に進められることが必要である。

また、本方針の内容は社会的風潮、慣行の改善にまでおよんでいるものであり、この方針の実現をみるためには、国、地方公共団体、事業主、勤労婦人その他関係者がたがいに協力し、努力していくことが必要である。

